

自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方

第1 自白事件の捜査の簡易迅速化を確保するための措置

考えられる制度の概要

A案 公訴取消後の再起訴制限の緩和

- 1 次の事由により即決裁判手続の申立てが却下された場合において、公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは、刑法第340条の規定にかかわらず、同一事件について、更に公訴を提起することができるものとする。
 - ア 被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき
 - イ 意見を留保していた弁護人が即決裁判手続によることについての同意をしなかったとき
 - ウ 刑法第291条第3項の手続（冒頭手続）に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述（以下「有罪陳述」という。）をしなかったとき
- 2 次の事由により即決裁判手続により審判をする旨の決定が取り消された場合において、公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときも、1と同様とする。
 - ア 判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき
 - イ 判決の言渡し前に、被告人が有罪陳述を撤回したとき

B案 同意等の撤回の制限（A案に加え）

- 1 同意等の撤回の制限
即決裁判手続によって審判をする旨の決定があった事件については、即決裁判手続によることについての同意又は有罪陳述は、やむを得ない事由がある場合でなければ撤回できないものとする。
- 2 第1回公判期日前の陳述手続
 - (1) 検察官は、即決裁判手続の申立てをした事件について、即決裁判手続によることについての弁護人の同意があるときは、裁判所に対し、第1回公判期日前の陳述手続（起訴状に記載された訴因について被告人に陳述する機会を与える手続をいう。）を行うことを請求できるものとする。
 - (2) 裁判所は、陳述手続において、被告人が有罪陳述をしたときは、

次の場合を除き、即決裁判手続により審判をする旨の決定をすることができるものとする。

ア 被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき

イ (アのほか) 当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき

ウ 当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるとき

(3) (2)の決定があった事件については、第1回公判期日前の陳述手続を公判期日における冒頭手続とみなすものとする。

※ 第2で「新し手続」が創設されることとなった場合、同し手続についても同様とする(第2の制度概要5)。

【検討課題】

1 A案について

(1) 具体的な制度内容

- 被告人が被告人質問で否認に転じたことにより、即決裁判手続によることが相当でないとして即決裁判手続によることの決定が取り消されたときも、再起訴制限の緩和の対象事由とするか。
- 公訴取消による公訴棄却後の身柄拘束が必要な場合には、現行法下と同様の再逮捕・再勾留の取扱いによるものとするか、身柄拘束に関して特別の規定を設けるか。
 - ・ 現実に身柄拘束が必要となる場合がどの程度想定されるか。
 - ・ 公訴取消による公訴棄却後も引き続き身柄拘束ができることとする規定を設けるとすれば、期間や要件等についてどのように考えるか。
 - ・ 現行法下と同様の再逮捕・再勾留の取扱いによるものとした場合に、身柄拘束期間を制限する仕組みについてどのように考えるか。

2 B案について

(1) 具体的な制度内容

ア 第1回公判期日前の陳述手続

- 陳述手続を行う時期
 - ・ 起訴後、どの程度の期間に行うものとするか。
 - ・ 弁護人の同意があることを陳述手続の要件とするか(留保して

いるときもできるものとするか。)

- 公判期日における冒頭手続
 - ・ 公判期日においてもあらためて被告事件について陳述する機会を与える手続を行うものとするか。
 - ・ 陳述手続の結果を公判期日において顕出する必要があるか。

3 制度の有効性

- (1) A案又は（A案に加え）B案のいずれが捜査の簡易迅速化を図る仕組みとして有効か。
- (2) B案について
 - 同意等の撤回を認める「やむを得ない事由」としてどのようなものを想定するか。
 - 原則として同意・有罪陳述が撤回できないものとする、被告人側が躊躇して利用されなくなるおそれをどのように考えるか。
 - 被告人質問で実質的に否認する（相当でないとして即決裁判手続によることの決定が取り消される）ことがあり得る点をどのように考えるか。

第2 一定範囲の実刑相当事案を簡易迅速に処理するための新たな手続の創設

(以下、仮に「新し手続」という。)

考えられる制度の概要

- 1 (1) 検察官は、対象事件について、事案が明白であり、かつ、重大でないこと、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮して相当と認めるときは、公訴の提起と同時に新し手続の申立てをすることができるものとし、裁判所は、新し手続によることについての被告人及び弁護人の同意等を要件として、新し手続により審判をする旨の決定をするものとする。
- (2) 検察官は、被疑者又は弁護人に対し、新し手続によることについての同意をするかどうかの確認を求めるときは、公訴を提起すべき事実の要旨及び新し手続により審判される場合に陳述することを予定する科刑意見の内容を告げなければならないものとする。被疑者に対しては、新し手続を理解させるために必要な事項(新し手続により科することができる刑の上限及び上訴に関する制限を含む。)について説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならないものとする。
- 2 裁判所は、1 (1)の決定に先立ち、被告人に対し、1 (2)同様の新し手続を理解させるために必要な事項について説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならないものとする。
- 3 新し手続においては、3年を超える懲役又は禁錮の言渡しはできないものとする。
- 4 裁判所は、1 (1)の決定があった事件については、その決定の日からできる限り5日以内に判決の言渡しをしなければならないものとする。
- 5 その他は、即決裁判手続の例によるものとする。

※ 新し手続については、即決裁判手続と並存させる。

【検討課題】

1 具体的な制度内容

(1) 対象事件

- 対象事件は、いわゆる法定合議事件(裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件)を除く事件とするか(以下の罪を対象とすることの要否・当否)。
 - ・ 刑法第236条(強盗罪)、同第238条(事後強盗罪)、同第239条(昏睡強盗罪)、同第243条(これらの未遂罪)

- ・ 暴力行為等処罰に関する法律第1条の2第1項（加重傷害罪），同法律第1条の2第2項（同未遂罪），同法律第1条の3（常習的傷害罪等）
- ・ 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条（常習特殊強窃盗罪），同法律第3条（常習累犯強窃盗罪）

(2) 検察官の申立ての要件

- 検察官の申立ての要件は，制度概要案のとおりとするか，事案の軽重（「重大でないこと」）についてより適切な要件が考えられるか。

(3) 手続保障

- 制度概要案に掲げたもの（検察官・裁判所による告知）のほかに手当てが必要なことがあるか。

(4) 科刑制限

- 科刑制限は，制度概要案のとおり（3年以下の懲役・禁錮）とするか，より適切な科刑制限が考えられるか。

(5) 判決の言渡し時期

- 判決の言渡し時期について，制度概要案のとおり（できる限り5日以内）とするか，より適切な期間が考えられるか。

(6) 予定科刑意見の告知

- 告知した予定科刑意見を裁判所に知らせるものとするか。知らせるとした場合，どのような手続によって行うものとするか。
- 告知した予定科刑意見の変更を許すか。許すとした場合，どのような要件・手続を行うものとするか。

2 その他の課題

- 量刑判断に要する証拠調べの必要性（情状立証の準備を含む）について，どのように考えるか。
- 実刑事案（一部猶予事案も含む）における裁判所の量刑判断の在り方や必要な期間について，どのように考えるか。